

○ 三沢市教育委員会事務局職員の懲戒処分について

1. 概 要

県内他自治体職員による不正閲覧の発生、及び全国の自治体における庁内グループウェアへの不正アクセス事案を受けて、当市の情報管理部門及びシステム管理者が、アクセス状況について調査を実施した。

当該グループウェアの保持する内部ログ2か月分を調査したところ、2の該当職員が複数の職員のアカウントに不正にアクセスし、スケジュールやウェブメール、回覧板（庁内限定メール）を不正に閲覧していたことが確認されたもの。また、その不正に閲覧する時間中、勤務を欠いていたもの。

内部ログでは2か月分の不正アクセスを確認しているが、本人への聴取では約2年間にわたり不正アクセスを繰り返していたとのことである。

なお、不正に閲覧していた情報の外部流出は確認されていない。

2. 該当職員

教育委員会事務局 40代 男性

3. 処分内容

懲戒処分 「停職3月」（地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号）

4. 処分年月日

令和8年10月1日

5. 教育長コメント

教育委員会事務局職員がこのような事態を起こしたことは誠に遺憾であり、また、市民の皆様の信頼を損ねたことに対し、

深くお詫びを申し上げます。

二度とこのような事案を起こすことのないよう、職員の服務規律を徹底し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

6. 市長コメント

三沢市教育委員会事務局の職員が、庁内グループウェアで複数の職員に対し不正アクセス行為を行っていたことは、誠に遺憾であります。市民の皆様の信頼を損ねたことに対し、深くお詫び申し上げます。

今回の事態を重く受け止め、今後はこのようなことが起こらないよう、全職員に対し公務員としての自覚を強く促すとともに、改めて情報セキュリティポリシーの遵守やコンピュータの適正な取扱いの徹底について指示したところであります。

市民の信頼回復に向け、これまで以上に職員一丸となって取り組んでまいります。

問い合わせ 三沢市教育委員会事務局 教育総務課 0176-53-5111 内線368

このページの情報発信部門

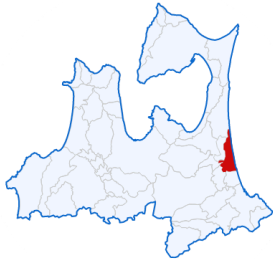


事務局 教育総務課 教育総務グループ

〒985-8666 青森県三沢市桜町1-1-38

電話番号：0176-53-5111（内線：365）

[お問い合わせ](#)



AOMORI
MISAWA

All rights reserved. Copyright (C) MISAWA CITY

